

議案第47号

湯梨浜町新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給基金条例を廃止する  
条例について

次のとおり、湯梨浜町新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給基金条例を廃止することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給基金条例を廃止する条例

湯梨浜町新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給基金条例（令和2年湯梨浜町条例第17号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。